

請 願 番 号	1 0	受理年月日	平成 2 0 年 1 0 月 8 日
件 名	高齢者健診における県の補助制度の創設についての意見書提出等を求める 請 願		
紹 介 議 員	加 川 義 光		
<p>〔請願趣旨〕</p> <p>2008年4月1日からの後期高齢者医療制度の実施に伴い、自治体の保健事業についても大きな変更がありました。</p> <p>これまでの老人保健法による基本健康診査は、市町村が実施主体となり、40歳以上の住民を対象に実施していました。4月1日からは医療保険者が実施主体となり、40歳から74歳の被保険者とその扶養家族を対象とする特定健診・特定保健指導に変わりました。</p> <p>75歳以上の後期高齢者の特定健診・特定保健指導は広域連合が実施者となり、特定健診は義務ではなく、努力義務となりました。また、後期高齢者が特定健診を受けても、「糖尿病・高脂血症等に代表される生活習慣病で既に受診している者については、必ずしも実施する必要はない」と制限を加えました。さらに、後期高齢者の特定保健指導は、「本人の求めに応じて」市区町村の衛生部門が実施するとしています。40歳から74歳までの人の特定保健指導は医療保険者に義務づけられていることからすると、健康の保持についても75歳で線引きされていることとなります。</p> <p>このような大きな問題点をもつ後期高齢者の保健事業ですが、県内の約半数の市町は自治体の負担で75歳以上の高齢者の健診を無料で実施しています。住民の健康保持のための積極的な施策と考えます。</p> <p>75歳以上の高齢者の健診無料化をすべての自治体に広げるためには、県として市町村に一定の補助をする必要があります。広域連合はこれまでも県に要請をしてきましたが、あらためて広域連合議会が県に意見書を提出する、あるいは決議をあげて補助の必要性を議会の意思として示していただきたいと考えます。</p> <p>以上の理由から、75歳以上の高齢者の健診無料化をすべての自治体に広げるために、県に対し健診費用の一部を助成する補助制度の創設を求める意見書を提出する。あるいは議会決議を上げるよう請願します。</p> <p>〔請願事項〕</p> <p>1 75歳以上の高齢者の健診費用に対する補助制度の創設を県に求める意見書を提出する。または議会決議を上げること。</p>			